

尼学教第470号
令和2年4月9日

校長 様

尼崎市教育委員会事務局学校教育課長
尼崎市こども青少年局児童課長

学校臨時休業期間中（4/13～5/6）の児童の受け入れについて

新型コロナウイルスの感染防止対策にご理解とご協力いただいていることに感謝いたします。

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置が4月7日から5月6日まで、実施されることとなりました。

緊急事態宣言発令中である4月13日から5月6日までの学校臨時休業期間中の児童の受け入れについて、次のとおり、対応します。

1 受け入れ児童

児童ホームの入所許可児童及び児童ホームの待機児童（緊急対策児童）のみ※受け入れます。

ただし、感染防止対策を厳重に徹底したうえで、受け入れますが、緊急事態宣言が発令されたことを受け、家庭で過ごすことが可能な方は、できる限り利用を自粛していただきます。

また、予防には細心の注意を払っていただき、体調がすぐれない場合は、無理せず自宅で休養するようにさせてください。

※今回の受け入れについては、児童ホームの入所許可児童及び児童ホームの待機児童（緊急対策児童）以外は対象となりません。

2 受け入れ時間

(1) 平日

学校で8時30分から受け入れ、児童ホーム・こどもクラブともに、午後5時まで（但し、児童ホームの延長育成利用の場合は午後6時まで）。

12時30分までは学校で受け入れを行い、昼食を食べた後、児童ホーム・こどもクラブで受け入れます。

(2) 土曜日

児童ホーム・こどもクラブとも午前9時から午後5時まで。土曜日は、児童ホーム・こどもクラブで受け入れます。

(3) 登校日（4/13～4/17）の対応

各校が設定する登校日については、8時30分から児童ホーム・こどもクラブでの受け入れを行います。

3 児童育成料の減免について

緊急事態宣言が発令された4月8日（水）から4月30日（木）の間、児童ホームを全日利用しない方について、4月分の児童育成料を全額（延長育成料）減免します。

なお、4月1日（水）から4月9日（木）まで利用された方も減免の対象とします。

4 留意事項

- ・ 学校関係者に新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が出た場合は、当該校の受け入れは中止となります。（感染規模等を総合的に勘案して、他校についても受け入れを中止する可能性があります。）
- ・ マスクを着用の上、必ず検温をし、各校所定の様式の「健康観察表」等及び児童ホームの連絡帳（こどもクラブの場合は参加カード）に体温を記入の上、登校させてください。
- ・ 弁当を持参させてください。（各家庭で保冷剤を用いるなどの工夫をするようお願いしています。）

以 上